

第 5 5 号議案

八王子市職員退職手当支給に関する条例の一部を改正する
条例設定について

八王子市職員退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 4 年 2 月 2 2 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市職員退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例

八王子市職員退職手当支給に関する条例（昭和 3 8 年八王子市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が 1 8 日以上ある月が引き続いて 1 2 月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例の規定（第 5 条の 2（第 2 条の 3 第 1 項第 3 号の規定に該当する者に対して適用する場合を除く。）を除く。）を適用する。ただし、地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(一般の退職手当)</p> <p>第 2 条の 3 退職した者に対する退職手当（第 1 0 条又は第 1 1 条の規定により支給</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が 1 8 日以上ある月が引き続いて 1 2 月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例の規定（第 4 条を除く。）を適用する。ただし、地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(一般の退職手当)</p> <p>第 2 条の 3 退職した者に対する退職手当（第 1 0 条又は第 1 1 条の規定により支給</p>

する場合を除く。以下「一般の退職手当」という。)のうち、次に掲げる者に対する一般の退職手当の額は、第3条から**第5条の2**までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(1)~(5) (略)

2 (略)

(退職手当の基本額)

第3条 退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額(職員が地方公務員法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業、同法第28条の規定による休職、同法第29条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業その他これらに準ずる事由により当該職員に支給されるべき給料の全部又は一部が支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)~(6) (略)

2 前項の規定により計算した退職手当の基本額が退職の日における**その者の**給料月額に43を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に43を乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

(給料月額の減額改定等以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第4条 退職した者の在職期間のうち市規則で定める期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例等が制定された場合において、当該条例等による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)その他市規則で定める事由以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)の前日におけるその者の給料月額(当該減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、当該

場合を除く。以下「一般の退職手当」という。)のうち、次に掲げる者に対する一般の退職手当の額は、第3条から**第5条**までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(1)~(5) (略)

2 (略)

(退職手当の基本額)

第3条 退職した者**(第2条の3第1項第2号に規定する者を除く。)**に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額(職員が地方公務員法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業、同法第28条の規定による休職、同法第29条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業その他これらに準ずる事由により当該職員に支給されるべき給料の全部又は一部が支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)~(6) (略)

2 前項の規定により計算した退職手当の基本額が**職員の**退職の日における給料月額に43を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に43を乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

(整理退職の場合の基本額)

第4条 第2条の3第1項第2号に規定する者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の220

(2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の240

(3) 21年以上24年以下の期間については、1年につき100分の280

改定後の給料月額に相当する市規則で定める額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。)のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が退職の日におけるその者の給料月額よりも多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の規定により計算した金額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(1) 43以上 特定減額前給料月額に43を乗じて得た額

(2) 43未満 特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に43から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条 第2条の3第1項第5号の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものその他市長が別に定める要件に該当するものに対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規

(4) 25年以上30年以下の期間については、1年につき100分の330

(5) 31年以上の期間については、1年につき100分の250

2 前項の場合において、勤続期間が35年以上で退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、勤続期間を35年とし、計算して得た額とする。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条 第2条の3第1項第2号及び第5号の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、退職の日の属する会計年度の末日の年齢が定年から10年を減じた年齢以上であるものその他市長が別に定める要件に該当するものに対する第3条及び第4条第1項の規定の適用については、これらの

定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条 第1項	以下「給料月額」という。）	以下「給料月額」という。）及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第3条 第2項	前項の給料月額	第5条の規定により読み替えて適用する前項の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該給料月額	当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第4条 第1項	前条の	次条の規定により読み替えて適用する前条の
第4条 第1項 第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	前条第1項	次条の規定により読み替えて適用する前条第1項
第4条 第1項 第2号	給料月額に、	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定

規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。

		年と退職の日の属する 会計年度の末日の年齢 との差に相当する年数 1年につき100分の 2を乗じて得た額の合 計額、
第4条 第1項 第2号 イ	前号に掲げ る額	その者が特定減額前給 料月額に係る減額日の うち最も遅い日の前日 に現に退職した理由と 同一の理由により退職 したものとし、かつ、 その者の同日までの勤 続期間及び特定減額前 給料月額を基礎とし て、前条第1項の規定 により計算した場合の 退職手当の基本額に相 当する額
第4条 第2項	前項の	次条の規定により読み 替えて適用する前項の
第4条 第2項 第1号	特定減額前 給料月額	特定減額前給料月額及 び特定減額前給料月額 にその者に係る定年と 退職の日の属する会計 年度の末日の年齢との 差に相当する年数1年 につき100分の2を 乗じて得た額の合計額
第4条 第2項 第2号	特定減額前 給料月額	特定減額前給料月額及 び特定減額前給料月額 にその者に係る定年と 退職の日の属する会計 年度の末日の年齢との 差に相当する年数1年 につき100分の2を 乗じて得た額の合計額
	及び退職の 日における その者の給 料月額	並びに退職の日におけ るその者の給料月額及 び退職の日におけるそ の者の給料月額にその 者に係る定年と退職の 日の属する会計年度の 末日の年齢との差に相 当する年数1年につき 100分の2を乗じて 得た額の合計額

(公務上の理由等により退職する者に対す
る退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 第2条の3第1項第2号及び第3号の規定に該当する者（これらの者のうち次項に該当するものを除く。）に対する第3条及び第4条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第1項	以下「給料月額」という。）	以下「給料月額」という。）及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第3条第2項	前項の給料月額	第5条の2第1項の規定により読み替えて適用する前項の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	当該給料月額	当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第4条第1項	前条の	第5条の2第1項の規定により読み替えて適用する前条の
第4条第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	前条第1項	第5条の2第1項の規定により読み替えて適用する前条第1項
第4条第1項第2号	給料月額に、	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、
第4条第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前

		給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第4条第2項	前項の	第5条の2第1項の規定により読み替えて適用する前項の
第4条第2項第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第4条第2項第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額

2 第2条の3第1項第2号及び第3号の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものその他市長が別に定める要件に該当するものに対する第3条及び第4条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第1項	以下「給料月額」という。）	以下「給料月額」という。） 退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第3条第2項	前項	第5条の2第2項の規定により読み替えて適用する前項

	<u>の給料月額</u>	<u>の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額</u>
	<u>当該給料月額</u>	<u>当該退職の日におけるその者の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額</u>
<u>第4条第1項</u>	<u>前条の</u>	<u>第5条の2第2項の規定により読み替えて適用する前条の</u>
<u>第4条第1項第1号</u>	<u>及び特定減額前給料月額</u>	<u>並びに特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額</u>
	<u>前条第1項</u>	<u>第5条の2第2項の規定により読み替えて適用する前条第1項</u>
<u>第4条第1項第2号</u>	<u>給料月額に、</u>	<u>給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退</u>

		職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額、
第4条第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第4条第2項	前項の	第5条の2第2項の規定により読み替えて適用する前項の
第4条第2項第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第4条第2項第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき1

00分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額

(調整額期間)

第7条 (略)

2 調整額期間のうち地方公務員法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業、同法第28条の規定による休職(公務上又は通勤による傷病に係る休職を除く。)、同法第29条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定による育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業をした期間については、その月数の3分の1に相当する月数、配偶者同行休業をした期間については、その月数)について、市規則で定めるところにより調整額期間から除算する。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第8条 第2条の3第1項第2号及び第3号に規定する者(通勤による傷病又は死亡により退職した者を除く。)で次の各号に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、その乗じて得た額をもつて退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 (略)

(調整額期間)

第7条 (略)

2 調整額期間のうち地方公務員法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業、同法第28条の規定による休職(公務上又は通勤による傷病に係る休職を除く。)、同法第29条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定による育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの当該育児休業をした期間については、その月数の3分の1に相当する月数、配偶者同行休業をした期間については、その月数)について、市規則で定めるところにより調整額期間から除算する。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第8条 第2条の3第1項第2号に規定する者で次の各号に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、その乗じて得た額をもつて退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の340
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の430
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の590
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の750

2 (略)

3 第1項の規定は、過去の退職につき既に同項の規定の適用を受け、かつ、退職の日の翌日から1年の期間内に再び職員となつた者が、その再び職員となつた日から起算して1年の期間内に退職した場合には、適

(勤続期間の計算)
第9条 (略)
2・3 (略)
4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業をした期間については、その月数の3分の1に相当する月数、配偶者同行休業をした期間については、その月数)を前3項の規定により計算した~~在職期間~~から除算する。ただし、地方公務員法第28条第2項第2号の規定による休職にあつては、当該休職の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合の休職期間については、この限りでない。
5・6 (略)
7 前項の規定は、第8条第1項又は第11条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。
8・9 (略)
附 則
1～3 (略)

用しない。
第8条の2 第2条の3第1項第3号に規定する者(死亡により退職した者に限る。)の退職手当の額を計算する場合において、次の各号に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の前条第2項に規定する基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、その乗じて得た額をもつて退職手当の額とする。
(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540
(勤続期間の計算)
第9条 (略)
2・3 (略)
4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの当該育児休業をした期間については、その月数の3分の1に相当する月数、配偶者同行休業をした期間については、その月数)を前3項の規定により計算した~~在職期間~~から除算する。ただし、地方公務員法第28条第2項第2号の規定による休職にあつては、当該休職の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合の休職期間については、この限りでない。
5・6 (略)
7 前項の規定は、第8条第1項、第8条の2又は第11条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。
8・9 (略)
附 則
1～3 (略)
(平成15年3月31日から平成19年3月31日までの間における定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例)
4 第4条及び第8条の2の規定に該当する者で、平成15年3月31日から平成19

4 第2条第3項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなす。この場合において、その者に対する第3条及び**第8条第1項**の規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

年3月31日までの間に退職したものの退職手当の額に係る第8条の2の規定の適用については、同条中「得た額」とあるのは「給料月額を給料月額及び当該給料月額に定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2」とあるのは、「得た額」とあるのは「給料月額を給料月額及び当該給料月額に定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3」とする。

5 第2条第3項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなす。この場合において、その者に対する第3条及び**第8条の2**の規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年3月31日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八王子市職員退職手当支給に関する条例の規定は、施行日以後に退職した者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。